

クレーンを装備した船舶による送電線・橋梁下等航過時事故の 再発防止対策

はじめに

平成19年7月19日、長崎県の平戸大橋付近の海上において、クレーンを装備した砂利運搬船が渡海高圧送電線を切断するとともに橋梁にも接触し、大規模な停電と橋梁の一時通行止めを生じさせる事故が発生した。

これを受けて、国土交通省では、翌日、国土交通省と経済産業省の課長クラスで構成する「クレーンを装備した船舶による送電線・橋梁下等航過時事故の再発防止対策検討会」を設置し、同種の事故の再発防止対策の検討を重ねてきたが、今般そのとりまとめを行ったところである。

1. 平戸瀬戸における送電線切断・橋梁接触事故

1. 1 事故概要

平成19年7月19日午前8時47分頃、長崎県平戸市所在の平戸瀬戸中央付近を南下中の貨物船が、平戸大橋北側の送電線（最低部水面上約30メートル）を切断するとともに、同橋の橋梁北側ほぼ中央付近（最低部水面上30メートル）を損傷させた。

当該事故は、貨物船船長が貨物船に設置されたクレーンを斜立したまま格納するのを失念していたことから、クレーン先端が、平戸瀬戸を横断して設置されている送電線及び平戸大橋の橋梁下部に接触して発生したものの。

1. 2 貨物船の要目

- ・船名： 栄丸（さかえまる）
- ・総トン数： 692トン
- ・長さ： 81メートル
- ・乗組員： 5名
- ・船籍： 佐世保市

1. 3 平戸大橋の概要

- ・形式： 鋼吊橋
- ・橋長： 665メートル

- ・幅 : 10.7メートル
- ・主塔間 : 465メートル
- ・海面上高さ : 30メートル

1. 4 被害状況

- (1) 送電線2本切断、平戸市全域・松浦市・佐世保市の一部（約3万世帯）が停電（19日午後10時8分復旧）
- (2) 平戸大橋橋梁下部小損、平戸大橋全面通行止め（19日午後1時解除）

2. 再発防止対策

「クレーンを装備した船舶による送電線・橋梁下等航過時事故の再発防止対策検討会」での検討結果を受け、以下の再発防止対策を実施する。

2. 1 海上における船舶運航ルール具体化

船長の遵守事項として、クレーンを安全な位置に保持することを義務付けることを内容とした船員法施行規則の改正を行い、平成20年1月1日からの施行を予定。

2. 2 内航船業界への事故防止の徹底

- (1) 内航貨物船の業界団体である日本内航海運組合総連合会に対して再発防止に向けた対応策の検討を要請する。
- (2) 地方運輸局において毎年度開催している運航管理者等への研修において、事故防止に関する指導を実施する。

2. 3 船舶職員の教育・講習機関への指導

事案の概要及び原因について受講生に周知し注意喚起を促すよう、船舶職員の教育・講習機関に対し指導を行う。

2. 4 横断工作物設置者による対策

送電線等の横断工作物に関する情報を運航事業者に提供し注意喚起を促すよう、横断工作物設置者に対し要請する。

2. 5 事故発生時の情報連絡

各海上保安部等と国道事務所等道路管理者間で情報の共有化を図り、船舶が橋梁に衝突した際、円滑かつ迅速な対応を行う。

また、道路緊急ダイヤル「#9910」の活用などにより、事故発生時、船舶から道路管理者へ速やかに通報されるよう関係業界団体に要請する。